

第2期おだわら障がい者基本計画（素案）の概要

1 計画策定の趣旨

第2期おだわら障がい者基本計画（以下「本計画」という）は、障害者基本法第11条第3項により策定が義務付けられた「市町村障害者計画」であるとともに、本市の総合計画である「おだわらTRYプラン（第5次小田原市総合計画）」及び本市の地域福祉を総合的に推進するための「小田原市地域福祉計画」の個別計画として位置付けられています。

2 計画期間

平成29年度から平成34年度までの6年間

3 基本理念と目標

○基本理念

地域で生きるすべての人が、お互いに人格と個性を認め合い、誰もがありのままに普通に暮らすという社会を実現するために、第1期計画に引き続き、第2期計画においても、「誰もが生きがいを持ち 互いに支えあうケアタウン おだわら」を基本理念とします。

○基本目標

本計画の基本理念と障害者総合支援法の趣旨を踏まえて、本計画における基本目標を次のように定め、個々の目標の達成に向けて取り組んでいくこととします。

- 豊かな暮らしの基礎づくり [日常生活の支援]
- 生きがいのある暮らしづくり [社会参加の支援]
- バリアフリーと権利擁護のまちづくり [社会環境の整備]
- 個性と可能性を伸ばす支援づくり [療育環境の整備]

4 施策の分野と取組

施策の分野	取組
権利擁護と差別解消	○啓発活動の充実 ○相談支援の充実 ○権利擁護の充実
生活支援	○利用者本位の生活支援体制の整備 ○在宅福祉サービスの充実 ○住まいの確保 ○経済的な支援 ○スポーツ・文化活動の支援 ○自立活動の支援 ○ボランティア活動の活性化

施策の分野	取組
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ○道路、建築物等のバリアフリー化 ○公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化 ○防災、防犯対策の推進
教育・療育	<ul style="list-style-type: none"> ○早期発見・早期療育体制の充実と適切な支援の実施 ○継続性のある支援体制の整備 ○障がい児保育・教育の充実
雇用・就労	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者雇用に関する理解の啓発 ○就労相談、就労支援体制の整備 ○就労の場の拡大
保健・医療	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいの原因となる疾病等の予防 ○障がいに対する保健、医療サービスの充実 ○精神保健・医療施策の推進
情報・コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ○情報バリアフリー化の推進 ○情報提供・コミュニケーション支援体制の充実

5 策定時期

平成29年3月予定